

令和 7 年度 山都中学校父母と教師の会 総会要項

令和 7 年 4 月 1 9 日(土) 14:00 多目的ホール

◎PTA総会 次第

進行：庶務

- 1 開会の言葉
- 2 P T A 会長挨拶
- 3 校長挨拶



- 4 議長選出

- 5 議 事

議事進行：議長

- | | |
|---------|------------------------|
| 第 1 号議案 | 令和 6 年度 事業報告 |
| 第 2 号議案 | 令和 6 年度 会計決算報告 |
| 第 3 号議案 | 令和 7 度 事業計画 |
| 第 4 号議案 | 令和 7 年度 予算案 |
| 第 5 号議案 | 規約改正について |
| 第 6 号議案 | 役員選出についてその他 (規約改正について) |
| 第 7 号議案 | その他 |

- 6 新旧役員あいさつ

- 7 その他

- ・第1回 P T A 専門委員会は、5 月 3 1 日 (土) P T A 奉仕作業後 (予定)
- ・ P T A 安全互助会について

- 8 職員紹介

- 9 閉会の言葉

◎ 専門委員会顔合わせ (委員長・副委員長選出) 多目的ホール

◎ 学年懇談会 各教室 1 4 : 4 0 ~ 1 5 : 3 0

◎ 部活動会計担当者会 (各部保護者会会計) 事務室 1 5 : 4 0

- 令和 7 年度の予算執行の確認

令和6年度 P T A事業報告

委員会等	事業内容	月 日
全 体	・第1回定例三役会 ・P T A総会 ・耶麻連P評議員会（塩川中） ・市連P総会（塩川中） ・第2回定例三役会 ・耶麻連P講演会（喜プラザ）校長、教頭、P会長参加 ・第71回県PTA研究大会郡山・田村大会 会長参加 ・第3回定例三役会 ・第4回定例三役会（拡大） ・常任委員会・会計監査委員会	4月10日（水） 4月20日（土） 5月12日（金） 5月15日（月） 6月28日（金） 7月13日（日） 10月12日（土） 12月 6日（金） 2月14日（金） 3月18日（火）
総務教養委員会	・資源回収の運営 ※回収作業 ・各委員会の連絡調整	7月28日（日）
広報委員会	・会報作成	7月（73号） 3月（74号）
施設補導委員会	・学校の環境整備運営 除草作業 ・全学年親子 除草作業 ・全学年親子 ・地区祭礼の補導 木曽・宗像神社 広野・伊豆神社	6月 1日（土） 8月24日（土） 8月24日（土） 8月25日（日）
1学年委員会	・学校の環境整備 除草作業への協力 ・保護者会への協力 全学年 ・資源回収への協力 ・学校の環境整備 除草作業への協力 ・保護者会への協力 全学年（授業参観） ・1学年行事の企画（ボウリング） ・保護者会への協力（授業参観）	6月 1日（土） 6月28日（金） 7月28日（日） 8月24日（土） 12月 6日（金） 11月 3日（日） 2月14日（金）
2学年委員会	・学校の環境整備 除草作業への協力 ・保護者会への協力 全学年 ・資源回収への協力 ・学校の環境整備 除草作業への協力 ・保護者会への協力 全学年（授業参観） ・高校説明会の運営の協力 ・保護者会への協力（授業参観）	6月 1日（土） 6月28日（金） 7月24日（日） 8月24日（土） 12月 6日（金） 10月31日（木） 2月14日（金）

3 学年委員会	・ 学校の環境整備 除草作業への協力	6 月 1 日 (土)
	・ 保護者会への協力 全学年	6 月 2 8 日 (金)
	・ 資源回収への協力	7 月 2 4 日 (日)
	・ 学年行事 (ボウリング) の企画	8 月 4 日 (日)
	・ 学校の環境整備 除草作業への協力	8 月 2 4 日 (土)
	・ 保護者会への協力 全学年 (授業参観)	1 2 月 6 日 (金)
	・ 高校説明会の運営の協力	1 0 月 3 1 日 (木)
	・ 保護者会への協力 (授業参観)	2 月 1 4 日 (金)

令和6年度 各委員会 活動反省

委 員 会	活動全体の反省	改善点
総務教養委員会	・生徒数が減少している中、各行政区でスムーズな回収ができた。昨年同様地域の方々にもご協力いただき、時間短縮にもつながりました。	・学校の行事に重ならないように検討が必要。
施設補導委員会	・人数が少なくなっているのに、グラウンド全部をやるのであれば、除草の回数を増やすことが必要である。	・できる範囲で除草を行う。分散しないでやる場所を決め集中的にやったほうが良い。
広報委員会	学校の方で、ある程度写真のピックアップをしてくださったので、集まった時の最終決定がスムーズにいった。文章の確認も手分けして終わらせることができ、短時間で済んだ。	特になし
学年委員会 1 学年	ほとんどの生徒、保護者が参加し、楽しく活動をすることができた。除草作業においても、作業は大変だったが多くの保護者さんの協力を得て、活動することができた。	特になし
2 学年	今年度は実施できなかった。次年度は盛大に実施したい。	特になし
3 学年	小学校との除草の連携（テニスコート裏）で小学校が広く刈り取ってくれたので助かった。	特になし

令和6年度 山都中学校父母と教師の会会計決算報告書

収入総額 488,774 円
支出総額 397,392 円
差引残額 91,382 円

【収入の部】

項 目	予算額	決算額	増減 (△)	付 記
会 費	169,200	168,300	△ 900	3,600円×(保護者35+教職員11) 転出1名 2,700円
繰 越 金	74,174	74,174	0	前年度繰越金
雑 収 入	201,626	246,300	44,674	資源回収事業: 243,985円 (収益金: 213,345円 市報奨金: 30,640円) PTA安全互助会 2,211円 貯金利息 68円 補助金通帳貯金利息 20円 諸会費通帳貯金利息 3円 給食会計貯金利息 13円
合 計	445,000	488,774	43,774	

【支出の部】

項 目	予算額	決算額	増減 (△)	付 記
事務費	26,000	14,325	△ 11,675	
①通信費	1,000	0	△ 1,000	
②需用費	5,000	4,950	△ 50	用紙代
③旅 費	20,000	9,375	△ 10,625	県P大会参加料・旅費日当
負担金	8,000	4,832	△ 3,168	市連P・耶麻連P負担金
慶弔費	15,000	0	△ 15,000	
活動費	164,800	98,200	△ 66,600	
①総務・教養委員会	20,000	0	△ 20,000	
②広報委員会	95,000	88,000	△ 7,000	年2回広報発行代
③施設補導委員会	36,000	0	△ 36,000	
④学年委員会	13,800	10,200	△ 3,600	学年行事
教育奨励費	30,000	26,050	△ 3,950	卒業祝品(印鑑) 卒業式鉢花代
予備費	201,200	253,985	52,785	後援会活動支援(資源回収分): 243,985円 後援会会計へ 入学式卒業式ピアノ伴奏謝礼: 10,000円
合 計	445,000	397,392	△ 47,608	

残額 91,382 円については次年度に繰り越します。

上記のとおり報告いたします。

令和7年4月19日

山都中学校父母と教師の会会長

齋藤 純



<監査報告>

令和7年3月18日 監査の結果、会計簿・受領書・通帳は適正に処理保管されていることを認めます。

監 事

日下力男



監 事

小野貴久



令和6年度 山都中学校体育文化後援会決算報告書

収入総額 549,617 円
支出総額 373,855 円
差引残額 175,762 円

【収入の部】

項 目	予算額	決算額	増減(△)	付 記
会 費	98,000	97,502	△ 498	2,000円×(生徒37+職員11)人 転出1名 1,502円
繰 越 金	195,435	195,435	0	前年度繰越金
雑 収 入	200,565	256,680	56,115	PTA本会より(資源回収収益金)243,985円 利息: 98円 そば粉売却: 12,447円 臨時収入: 150円
合 計	494,000	549,617	55,617	

【支出の部】

項 目	予算額	決算額	増減(△)	付 記
各種参加料	32,000	20,000	△ 12,000	各種大会参加料
遠征補助費	80,000	24,758	△ 55,242	各種大会補助・傷害保険料 昼食・栄養費等
蕎麦打学習	30,000	25,350	△ 4,650	そば打ち学習会講師謝礼 貸ボンベ・コンロ そば畑 耕運謝礼等
部活動充実	200,000	238,850	38,850	野球部 37,500円 剣道部 66,500円 バレー部 121,550円 陸上部 3,300円 合唱部 10,000円
通 信 費	1,000	220	△ 780	参加料振込み手数料
予 備 費	151,000	64,677	△ 86,323	大型扇風機 3台 39,723円 インターシップ・ボランティア等体験活動保険 10,160円 (250円×38名振込手数料含) 野外活動(スクール たわし等) 5,858円 野外活動(生徒分お肉) 6,296円 皆勤賞副賞(4色ボールペン) 2,640円
合 計	494,000	373,855	△ 120,145	

残額 175,762 円については次年度に繰り越します。

上記のとおり報告いたします。

令和7年4月19日

山都中学校父母と教師の会会長 斎藤 純



<監査報告>

令和7年3月18日監査の結果、会計簿・受領書・通帳は適正に処理保管されていることを認めます

監 事 日下 力男

監 事 小野 貴久



令和7年度 P T A 専門委員会 事業計画（案）

委員会	事業内容	実施日
総務教養委員会	・資源回収の運営 ・各委員会の連絡調整 ・耶麻連P講演会への参加	7月26日(土) 7月12日(土)
広報委員会	・会報作成 ・耶麻連P講演会への参加と会報への掲載	7月(71号) 3月(72号) 7月12日(土)
施設補導委員会	・学校の環境整備運営 除草作業 ・全学年親子 除草作業 ・全学年親子 ・地区祭礼の補導 木曽・宗像神社 広野・伊豆神社	5月31日(土) 8月23日(土) 8月 23日(土) 8月 24日(日)
1学年委員会	・1学年行事の企画 ・耶麻連P講演会への参加と学年PTAでの伝達 ・保護者会への協力 全学年 全学年(授業参観) 1・2学年 ・学校の環境整備 除草作業への協力 除草作業への協力 ・資源回収への協力	月 日 () 7月12日(土) 7月 4日(金) 12月 5日(金) 2月21日(土) 5月31日(土) 8月23日(土) 7月26日(土)
2学年委員会	・2学年行事の企画 ・耶麻連P講演会への参加と学年PTAでの伝達 ・保護者会への協力 全学年 全学年(授業参観) 1・2学年 ・学校の環境整備 除草作業への協力 除草作業への協力 ・資源回収への協力 ・高校説明会の運営協力	月 日 () 7月12日(土) 7月 4日(金) 12月 5日(金) 2月21日(土) 5月31日(土) 8月23日(土) 7月26日(土) 10月30日(木)
3学年委員会	・3学年行事の企画 ・耶麻連P講演会への参加と学年PTAでの伝達 ・保護者会への協力 全学年 全学年(授業参観) 3年 ・学校の環境整備 除草作業への協力 除草作業への協力 ・資源回収への協力 ・高校説明会の運営協力	月 日 () 7月12日(土) 7月 4日(金) 12月 5日(金) 2月21日(土) 5月31日(土) 8月23日(土) 7月26日(土) 10月30日(木)

第4号議案

令和7年度 山都中学校父母と教師の会会計予算書(案)

収入総額 398,000 円

支出総額 398,000 円

差引残額 0 円

【収入の部】

項 目	本年度予算額	前年度予算額	増減(△)	付 記
会 費	126,000	169,200	△ 43,200	3,000円×(保護者31+職員11)人
繰越金	91,382	74,174	17,208	前年度繰越金
雑収入	180,618	201,626	△ 21,008	資源回収収益金:180,000円 利息・PTA安全互助会手数料
合 計	398,000	445,000	△ 47,000	

【支出の部】

項 目	本年度予算額	前年度予算額	増減(△)	付 記
事務費	21,000	26,000	△ 5,000	
①通信費	1,000	1,000	0	送料・切手代
②需用費	5,000	5,000	0	封筒・用紙代
③旅 費	15,000	20,000	△ 5,000	県大会・研修会等参加旅費
負担金	8,000	8,000	0	市連P・耶麻連P負担金等
慶弔費	15,000	15,000	0	
活動費	113,800	164,800	△ 51,000	
①総務・教養委員会	5,000	20,000	△ 15,000	活動経費(資源回収)
②広報委員会	90,000	95,000	△ 5,000	広報発行代(2回分)
③施設補導委員会	5,000	36,000	△ 31,000	環境整備等(雪囲い材料等)
④学年委員会	13,800	13,800	0	学年行事助成 1,2学年生徒・職員一人 300円 3学年生徒・職員一人 600円
教育奨励費	25,000	30,000	△ 5,000	式用鉢花代・卒業祝い品代
予備費	215,200	201,200	14,000	後援会活動支援(資源回収収益金) 入学式・卒業式ピアノ謝礼 歴代PTA会長写真 他
合 計	398,000	445,000	△ 47,000	

※ 予算の項目間の流用については会長一任とする

上記のとおり提案いたします。

令和7年4月19日

山都中学校父母と教師の会会長 斎藤 純

令和 7 年度 山都中学校体育文化後援会会計予算書（案）

収入総額 442,000 円

支出総額 442,000 円

差引残額 0 円

【収入の部】

項 目	本年度予算額	前年度予算額	増減（△）	付 記
会 費	86,000	98,000	△ 12,000	2,000円×（生徒：32＋職員：11）人
繰 越 金	175,762	195,435	△ 19,673	前年度繰越金
雑 収 入	180,238	200,565	△ 20,327	資源回収収益金・貯金利息
合 計	442,000	494,000	△ 52,000	

【支出の部】

項 目	本年度予算額	前年度予算額	増減（△）	付 記
各種参加料	32,000	32,000	0	各種大会参加料
遠征補助費	50,000	80,000	△ 30,000	中体連バス代補助・各種大会補助・傷害保険料、県大会栄養費・昼食代等
蕎麦打学習補助	30,000	30,000	0	蕎麦学習補助（畑耕運謝礼・食材他）
部活動充実	220,000	200,000	20,000	部活動援助
通信費	1,000	1,000	0	参加料振込み手数料等
予備費	109,000	151,000	△ 42,000	体験活動賠償責任保険保険料 皆勤賞副賞 他
合 計	442,000	494,000	△ 52,000	

※ 予算の項目間の流用については会長一任とする。

上記のとおり提案いたします。

令和7年4月19日

山都中学校父母と教師の会会長 斎藤 純

山都中学校体育文化後援会 会計に関する確認事項 (新)

令和7年4月19日

1 各種参加料について

- (1) 各種大会における参加料を支出する。
ただし、市補助金対象の大会を除く。

市補助金は大会終了後の請求となるため、後援会より一旦立替で、参加料・宿泊費等の支払いをします。

※各種参加料・傷害保険料については各部とも年2回を基本とし、予算の範囲内で執行する。2回を上回る支出が必要な場合は、顧問会で確認の上、会長の承認を得る。

2 遠征補助費について

- (1) 練習試合等の交通費は支出しない。
- (2) 各種大会に出場する場合で、保護者会から依頼され、自家用車利用の際は、傷害保険料を支出する。
(各種大会とは、協会主催の大会、教育委員会又は中体連が共催・後援団体の場合の大会とする。)
- (3) 市補助金の対象となる経費については、支出しない。
- (4) 全会津大会より上位の新人大会については、以下のとおりとする。
 - ① 平日以外開催の大会で、市補助金の対象外の経費について支出する。
(交通費、高速通行料、宿泊費、2日目以降の昼食代等)
- (5) 全会津大会より上位の大会に出場する選手には、栄養費を支給する。
 - ① 1人1日につき500円とする。
- (6) 県大会以上の大会で宿泊を伴う場合は、昼食代を支給する。
 - ① 嗜好品を除き700円(税込756円)程度とする。
- (7) 上記の項目以外の支出については、その都度後援会長と校長で協議する。
(旅費については、原則として県費旅費に準ずる)
- 原則として、教職員の自家用車に生徒は同乗させない。
(やむを得ず同乗する場合は、保護者の承諾を得るとともに傷害保険に加入する)
- 市補助金とは、「喜多市小・中学校児童生徒各種大会出場補助金交付要綱」による。

<宿泊の取扱い> (喜多市各種大会補助金要綱より)

- ① 県大会以上
- ② 市役所から大会会場までの距離が片道90km以上(車での最短距離)の場合のみ対象となる。
- ③ 参加が2日以上にわたる大会

※①②③すべてを満たした場合は宿泊とし、それ以外は日帰りとする。

◎特別な場合は、事前に協議し、認定された場合のみ支出する。

3 部活動充実費

- (1) 各部のユニフォーム・備品等の購入にあたっては、部活動顧問会で検討する。
- (2) 合唱部活動における経費も支出できる。(外部講師謝礼等)
- (3) 協会登録料も助成する。

<部活動保護者会 会計担当者様へ お願い>

部活動保護者会で経費を一時立替え払いをした場合は、領収書の原本を後援会会計へ速やかに提出してください。確認後支出手続きをします。

○傷害保険料の取扱い(後援会で年2回まで補助するもの)

JA傷害共済 <旅行傷害>

○死亡共済金額:1,000万円

○治療共済金額:5,000円

※共済人数により掛金が異なる。

(①1人~9人 掛金:130円 ②10人~99人 掛金:125円)

福島県PTA安全互助会補償制度のご案内

(児童・生徒、PTA会員傷害・賠償補償制度)

(傷害保険普通保険約款+学校契約団体傷害保険特約(学校の管理下外のみ補償)・PTA団体傷害保険特約)
(賠償責任保険普通保険約款・PTA特別約款)

子ども、PTAの安心のために

福島県PTA安全互助会は、昭和49年創設以来、児童・生徒の学校管理下外およびPTA会員のPTA活動中の補償関係について補償内容の充実を図ってきました。

本制度は、福島県PTA連合会を保険契約者とし、この保険制度に参加を希望するPTA組織の児童・生徒・PTA会員等を一括して保険の補償を受けられる方(以下「被保険者」といいます。)とする保険契約です。

詳しくは、「児童・生徒・PTA会員傷害・賠償補償制度の概要」をご覧ください。

児童・生徒、PTA会員傷害・賠償補償制度の概要

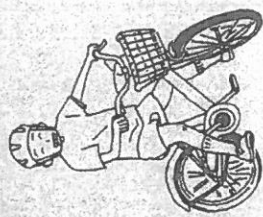
左記の二次コードよりご覧ください。

https://www.kyoeikasai.co.jp/pta_yakkan/gaiyou_fukushima.pdf



福島県では令和4年4月1日から「自転車損害賠償責任保険等」への加入が義務化されました。

「児童・生徒の賠償事故の補償」は「自転車損害賠償責任保険等」に該当する補償です。



万一、事故が発生した際は、すみやかに共栄火災へご連絡ください。



事故発生

↓

保護者より 共栄火災

↓

事故報告専用コールセンターへ連絡

↓

保険会社から保護者へ 保険金請求書郵送

↓

保護者が請求書記入後、保険会社へ返送

↓

保険金のお支払い

補償期間

令和7年4月1日～令和8年4月1日

福島県PTA連合会

このパンフレットのうち、保険に関する記載はその概要をご説明したものです。保険の内容についての詳しいことは引当保険会社へお問い合わせください。

福島県PTA安全互助会

福島県福島市黒岩子田邸53番5号
福島県青少年会館内

TEL 024-545-5982 FAX 024-545-5990

受付時間 9:00～16:00

共栄火災海上保険株式会社

東北支店 福島支社

福島県福島市飯坂町平野字三枚長1番地1 (JA福島ビル)

TEL 024-554-3006 FAX 024-554-3025

受付時間 9:00～17:00

【コース別会費と補償額】

Ⅰコース 会費 1,000円 (兄弟がいる場合、1名あたり840円を追加)

補償内容	死亡	後遺障害	入院日額	手術	通院日額	保険金額
学校管理下外の児童・生徒のケガ <学校契約団体傷害保険>	91万5千円	3万5千6百円～91万5千円	1,700円	入院中 1万7千円 入院外 8千5百円	1,300円	596万円 23万8千4百円～596万円 4,000円 入院中 4万円 入院外 2万円 2,500円
児童・生徒の賠償事故	1億円 (自己負担0円)					1名3,000万円、1事故3億円 (自己負担1千円) 1事故500万円 (自己負担1千円) 期間中500万円 (自己負担5千円)

Ⅱコース 会費 800円 (兄弟がいる場合、1名あたり670円を追加)

補償内容	死亡	後遺障害	入院日額	手術	通院日額	保険金額
学校管理下外の児童・生徒のケガ <学校契約団体傷害保険>	88万円	3万5千2百円～88万円	1,000円	入院中 1万円 入院外 5千円	800円	515万円 20万6千円～515万円 3,000円 入院中 3万円 入院外 1万5千円 2,000円
児童・生徒の賠償事故	1億円 (自己負担0円)					1名3,000万円、1事故3億円 (自己負担1千円) 1事故500万円 (自己負担1千円) 期間中500万円 (自己負担5千円)

Ⅲコース 会費 670円 (兄弟がいる場合、1名あたり540円を追加)

補償内容	死亡	後遺障害	入院日額	手術	通院日額	保険金額
学校管理下外の児童・生徒のケガ <学校契約団体傷害保険>	88万円	3万5千2百円～88万円	1,000円	入院中 1万円 入院外 5千円	800円	515万円 20万6千円～515万円 3,000円 入院中 3万円 入院外 1万5千円 2,000円
児童・生徒の賠償事故	100万円 (自己負担0円)					1名3,000万円、1事故3億円 (自己負担1千円) 1事故500万円 (自己負担1千円) 期間中500万円 (自己負担5千円)

二、こんな場合に補償されます

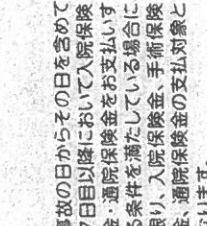
学校契約団体傷害保険特約(学校の管理下外のみ補償)

側に責任が認められれば、一般的に学校側が賠償責任を負います。原告が他人に法律上の賠償責任を負担することによって生じる損害を補償します。



●自転車で転倒してケカをした。

A 保険金の支払い額は、それぞれの学校が加入している日数の入、通院保険金日額に、入、通院した日数を乗じた金額での支払いとなります。実際に支払った治療費がそのままだと支払われる保険金の金額とはなりません。たとえば、10万円になるのでしょうか。



(学校側の管理に問題がなかった場合)

Q PTA行事に参加中の児童・生徒の傷害に
おそれる場合は、1日でも対象となります。

対する補償は、1日でも対象となりますか。



●PTA率仕作業中、
鎌でケガをした。

294

野球場、娯楽施設等・所内痛（反復性の原因によるもの）、発熱などは、
激かつ偶然な外来の事故によるケガ」に該当しないため、保険金支払の
対象とはなりません。

すでに存在していた身体の障害や病変(骨粗しょう症を含みます。)の影響

によりケガの程度が重大となった場合は、その賠償がなかつたとして算出する保険金（保険金額、日数等に割合を乗じて算出します。）をお支払いします。（ケガの原因が病気のみに起因する場合は保険金支払の対象とはなりません。）
（ません。）

3 児童・生徒の賠償事故の補償

賠償責任保險 PTA特別約款 (兒童・生徒賠償責任補償案項)

◎日本国内において発生した日常生活における児童・生徒の行状によって生じた偶然な事故(ただし、学校管理下の事故で、学校側に責任が認められれば、一般的に学校側が賠償責任を負います。)により、児童・生徒・親権者およびその他の法定の監督義務者に、主として身体的な危険事象を負担することによって生じた損害を補償します。



●自転車遊びをされていて転び、
停車中の車にギズをつけた。



●他人の家壁に落書きをしてしまった。

た場合は、法律上の賠償責任が生じ、保
金の支払対象となる場合もあります。なお
状況によっては相手の児童・生徒にも事
の責任が認められることもあります。

4. PTAの賠償事故の補償

Aが法律上の賠償責任を負担することには



●PTAが借りたビデオカメラを落として壊してしまった。

Q 児童・生徒がPTA主催の球技大会(休日開催)の会場に向かう途中、誤って通行人にケガをさせた場合は、PTA賠償責任保険で保険金支払の対象となりますか。

A PTA賠償責任保険において、PTA行事に参加するための所定の場所と自宅との通常の経路の往復途中は、PTAの管理上の責任範囲に含まれますが、PTAに管理上の責任が発生しないため、管理者賠償責任補償条項では支払の対象にはなりません。このようなPTA管理下に含まれない児童・生徒の（過失による）賠償事故については、児童・生徒賠償責任補償条項においては支払対象となりません。

喜多方市立山都中学校父母と教師の会（PTA）会則

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は喜多方市立山都中学校父母と教師の会（PTA）と称し事務所を山都中学校に置く。

第2章 目的および活動

第2条 本会は、父母と教職員が協力し、家庭と学校及び地域社会における生徒の健やかな成長を図ることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1 会員相互の教養を高め、親睦を深めるための活動
- 2 家庭と地域社会並びに学校との緊密な連携による生徒の健全な育成、指導に関する活動
- 3 生徒の奨学、健康増進、その他福祉厚生に関する活動
- 4 教育的環境の整備充実に関する活動
- 5 その他本会の目的を達成するための活動

第3章 方針

第4条 本会は 教育を本旨とする社会教育団体として、次の方針に従って活動する。

- 1 生徒の健全育成並びに福祉厚生のために活動する他団体及び機関と協力する。
- 2 特定の宗教、政党及び特定の法人・個人に利用されない。
- 3 本会は自主独立のものであり、他のいかなる団体または機関からの支配・干渉もうけない。

第4章 会 員

第5条 本会の会員は、本校生徒の保護者と教職員及び本会の主旨に賛同する者で組織する。

- 1 会費の額は総会において決定する。

第5章 役員及び任務

第6条 本会には次の役員を置く。

会長	1名（保護者）	副会長	3名（保護者2名，学校1名）
庶務	2名（保護者1名，学校1名）	会 計	2名（保護者1名，学校1名）

第7条 役員は次の任務を行う。

- 1 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 庶務は、本会の会務処理及び諸帳簿、記録の保管にあたる。
- 4 会計は、議決された予算に基づき、会計事務を処理し、会計監査を経て決算報告をする。

第6章 会計監査

第8条 本会の会計を監査するために、監事2名を置く。

第9条 監事は、随時または年度末の会計監査を行う。

第7章 役員等の選出と任期

第10条 役員及び監事の選出は、次の通りとする。

- 1 会長、副会長、監事は、総会において選出する。
- 2 庶務、会計は、会長が委嘱する。
- 3 役員選出は、選考委員会を組織して行うものとする。選考委員は、役員（会長、副会長）、学校長とする。

第11条 役員等の任期は1カ年とする。ただし、再任を妨げない。

第8章 会 議

第12条 本会の会議は、次の通りとする。

- 1・総会 2・役員会 3・常任委員会 4・学年委員会 5・専門委員会

（ 総 会 ）

第13条 総会は、全会員をもって構成し、本会最高の議決機関である。

- 1 総会は、予算・決算の承認、事業計画の審議、役員などの選出、その他重要事項の審議をする。
- 2 総会は、年度始めの定期総会（1回）と臨時総会とし、会長が召集する。
- 3 総会の定足数は、会員の3分の1以上の出席を必要とする。ただし、委任状をもって代行できるものとする。
- 4 議決は、出席の過半数をもって成立する。

（ 役 員 会 ）

第14条 役員会は、本会の執行機関として本会の運営にあたる。

- 1 役員会は、会長・副会長・庶務・会計をもって構成し、会長が召集する。
- 2 定例役員会は、4月、7月、12月、2月に実施する。なお、2月の役員会は監査を行うため、監事も出席することとする。
- 3 会長は、必要が生じたときには、臨時役員会を招集することができる。

（ 常 任 委 員 会 ）

第15条 常任委員会は、総会に次ぐ議決機関である。

- 1 常任委員会は、役員、専門委員長・学年委員長・監事で組織し、会長が召集する。ただし、専門委員長、学年委員長が出席できない場合は、各副委員長または委員が代わりに出席することとする。また、監事は意見を述べることはできるが、議決権を有しない。（平成31年度改正）
- 2 常任委員会は、委員の2分の1以上の出席で成立し、議長は出席委員の中から選出する。
- 3 常任委員は、年間行事計画の立案、予算案の作成、決算報告の準備など、総会にて提出する議案の調整、その他緊急な事項を決議し、次期総会に提出し、承認を求める。

（ 学 年 委 員 会 ）

第16条 学年委員会は、各学年4名以内とし、学年会員の互選とする。学年委員は、2・3年生は学年末懇談会で、1年生は入学式後に選出する。

- 1 学年委員長（1名） 副委員長（1名）は学年委員の互選とする。
- 2 学年委員会は、学年生徒の健全な成長に必要な事項について、企画と運営にあたる。
- 3 学年委員会は、外部の各種PTA関連行事に出席するものとする。

- 4 学年副委員長は、学年会計の監査を行う。3年生の進路対策費の監査も同様とする。

(専 門 委 員 会)

第17条 専門委員会は、PTA役員、学年委員以外の会員全員で構成し、総会及び常任委員会で議決された事項の執行にあたる。

- 1 各専門委員会の委員は、会長が委嘱し、委員長（1名）副委員長（1名）は、委員の互選による。
- 2 専門委員会は、次の通りとする。
 - (1) 総務教養委員会 各委員会・各活動の調整に属さない事項、教養に関すること。
 - (2) 広報委員会 広報に関すること。なお、外部の各種PTA関連行事に出席し、会員に伝達・広報も行う。
 - (3) 施設補導委員会 会員・生徒の福祉・厚生・親睦及び学習環境の整備に関すること。生徒の郊外補導及び社会環境の整備に関すること。

(特 別 委 員 会)

第18条 総会または常任委員会の議決を経て、必要に応じ特別委員会を設置することができる。
例：周年行事実行委員会

(校 長)

第19条 校長は、学校運営上必要がある場合は各種会議に出席し、意見調整及び助言に当たることができる。

第9章 経理及び帳簿

第20条 本会の活動に要する経理は、会費及び寄付金、その他の収入をもってあてる。

第21条 本会の会費及び経理は、総会によって議決された予算に基づいて執行される。

第22条 本会には、次の帳簿をそろえる。

会則 会員名簿 出納帳 文書綴り 会議記録 備品台帳

第23条 本会の会計年度は、4月1日に始まり3月31日に終る。

第10章 細 則

第24条 本会の運営に関して必要な細則は、本会則に反しないかぎり、常任委員会の議決を経て定め、次期総会に報告するものとする。

第11章 改 廃

第25条 本会則の改廃は、総会の3分の2以上の賛成を必要とする。

付 則 この会則は 昭和62年4月1日から施行する。

平成14年4月17日一部改正

平成15年4月28日一部改正

平成17年4月19日一部改正

平成19年4月21日一部改正

平成26年4月20日一部改正

平成29年4月22日一部改正

令和 3年4月24日一部改正